

組合規約変更について

H. U. グループ健康保険組合の規約変更について、健康保険法施行令第3条第2項の規定により以下の通り公告します。

記

第44条 削除

第45条 削除

第46条 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被扶養者を有する介護保険第2号被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者を除く被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は一般保険料等額と介護保険料額との合算額とする。

第49条 略

2 略

3（新設） 子ども勘定のうち、予備費を当てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) こども・子育て支援納付金

(2) 還付金

(3) 積立金

(4) 雑支出

第50条 略

2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

第51条 略

2 削る

3 削る

第53条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示し、又はこの組合機関報及びホームページに掲載する。

第67条 削る

(下線部変更箇所)

以上

令和8年3月16日

H. U. グループ健康保険組合
理事長 山本 幸史
(公印省略)